

IV. 今後の実施に向けて

ここまで述べたように、東北地方整備局並びに中国地方整備局発注の2件の試行工事のモニタリングにより、出来高部分払方式導入による効果の検証と課題の抽出を行った。また、諸外国の工事代金支払方法の実態調査を通じて、支払の頻度や前払金の扱い、検査の方法や現場監理体制等に関する我が国との相違を明らかにした。その結果、より双務性の高い設計変更、受発注者のコスト意識の向上、請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現、受注者の財務状況の改善などの効果が期待されること、一方で、効率的な検査方法への改善、合理的な前払金の設定等の課題があることについて知見を得た。

これらを踏まえつつ、今後の取組みに向けて、以下に、出来高部分払方式の実施により期待される効果、実施上の課題と対応、今後の本方式の具体的実施方法等について、その方向性を示す。

1. 出来高部分払方式の実施により期待される効果

今後の取組みに向けて、試行工事(第一次)を通じての検証結果等を踏まえた上で、出来高部分払方式の実施により期待される効果を以下に示す。

(1) より双務性の高い設計変更

工期末にまとめて設計変更案件の協議・精算を行う方法では、これが一因となり、受発注者間での見込み違いによるトラブルが生ずる、その際の変更金額算定においては発注者の積算単価が優先されがちで双務性の高い設計変更となりにくい、などのケースがあるという指摘があるが、本方式実施により、設計変更協議等を随時その都度速やかに行うことによって、最終段階での設計変更を巡る協議がスムーズにいかないといったリスクの回避などが期待される。

今回の試行工事の発注者、請負者においては、従来も含め、設計変更に際しては、適宜、協議書、指示書等を交わしており、トラブル等は発生していないとの認識であった。また、本方式の採用により、設計変更協議回数が増加し懸案事項がその都度決着できる、設計変更事項に対する発注者及び請負者双方の見込み違いを早期に是正できる、などの効果が見られた。本方式の実施によって、より双務性の高い設計変更を行いやすい環境になっていくことが期待される。

(2) 受発注者のコスト意識の向上

工期末や完成時にまとめて設計変更案件の協議・精算、支払を行う方法に比べ、本方式では、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う過程において、工種毎の工事コストや工事の進捗状況に応じた工事コストの把握を通じて、受発注者のコストに関する意識の向上が期待される。

今回の試行工事においては、コストについては、受発注者とも従来から把握し意識しているという意見が多数であった。一方で、部分払や設計変更協議の過程において、工種毎の工事コストや発注者側の積算額と請負者側の当該現場での実工事費の差について意識が強くなり、さらに、適宜、契約変更を行うことや部分払を行うことによって、工事工程と事業予算の把握がより確実になり全体の予算管理がしやすくなるという効果も見られた。本方式の実施によって、従来に増してコスト意識が高まることが期待される。

(3) 請負者・下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現

工事代金を短い間隔で部分払することで、請負者やあらゆる下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現が期待される。

今回の試行工事においては、元請及び一次下請業者は、下請業者に対して月毎に出来高に応じ工事代金を支払っていることが確認された。しかしながら、その支払方法については、現金と手形の併用で行われているケースが見られた。また、我が国の公共工事における下請代金支払状況の調査結果を見ても、現金と手形とを併用しているケースが約半数を占めている状況にある。本方式の実施により、発注者から請負者へ短い間隔で出来高に応じた部分払がなされることで、請負者等にとって、キャッシュフローが良くなり、その下請業者に対し速やかな現金による工事代金の支払がより行いやすい環境が形成されと考えられる。こうして、工事代金が請負者やあらゆる下請業者へ円滑かつ速やかに流通することにより、その経済効果とともに、より質の高い施工体制の確保が期待される。

(4) 受注者の財務状況の改善

部分払や設計変更協議・契約変更の早期実施より、受注者にとって、工事実施に際しての借入金の削減、契約上の不確定要素の減少により現実的な資金計画を立てやすくなり、その結果財務状況の改善が期待される。

今回の試行工事においては、請負者にとって、短い間隔で出来高に応じた工事代金を受け取ることができた結果、借入金の削減が可能になった、また、部分払や設計変更協議等が早めに行われ、支払金額や変更事項がその都度明らかにされていくため、不確定要素が減少し仕事がやりやすくなる面もある、と感じており、受注者の財務状況の改善、それに伴う下請業者への支払状況の改善などが期待される。

(5) その他

前述の4つの効果に加え、次の事項についても効果が期待される。

部分払に際して、出来高部分の工種・工区を対象に既済部分検査を実施することにより、当該工種・工区についてポイントを絞った検査が行いやすくなり、その結果として出来形管理・品質管理の向上が期待される。この点については、部分払を実施し

ている欧州各国への聞き取り結果を見ても、毎月出来高を確認し支払うことで、より充実した監督・検査ができ、品質にも好影響と捉えている様子がうかがえる。

また、設計変更案件について、その都度、従来に増して詳細に受発注者間で行う協議の過程や、部分払に際して、出来高の確認、ポイントを絞った既済部分検査、工事の進捗状況に応じた工事コストの把握などを行う過程において、受発注者ともに一層技術力が向上することが期待される。

2. 出来高部分払方式の今後の実施に向けて

2.1 実施上の課題と対応の方向性

本方式の今後の実施にあたっては、これまでの試行状況等から見て、出来高の報告及び確認、検査資料の作成及び検査、支払事務等について、これらの効率的な実施が主な課題として挙げられる。今回の試行でみられた事務負担の増加に関しては、より効率的な実施方法の工夫を行い、事務手続きコストの増加を極力抑えると同時に、本方式による一層高い効果が発揮されるよう工夫し取り組んでいくことが重要である。これらの実施上の課題等に対し、表 - 2 - 1 に対応の方向性を示す。

表Ⅳ—2—1 試行状況等からみた主な課題と対応の方向性

区分	課題	対応の方向性	備考
出来高の報告及び確認等について	ポイント1（課題） 工種の途中段階で部分払を実施する場合は、新たに出来形資料の作成や審査が必要となる。また、部分払を行う時点で最終の品質確認が出来ない状態における部分払と品質確認の関係について明確にしておく必要がある。	①支払の頻度は、請負者が毎月請求することを可能にする。ただし、毎月もれなく請求することを義務付けるのではなく、請負者が効率化も考慮し工種や工区の区切りにも留意しながら請求を選択できるようにする。 ②例えば、コンクリートの品質確認において、1週強度試験結果等から4週強度試験結果を推定した資料で検査を行うことができ、問題なければ部分払を行えることなどを周知する。	諸外国では、1ヶ月程度毎の部分払が多い（前払金と部分払との併用の国もある）。 日本でも、元請から下請への支払は、部分払（前払金との併用を含む）が多数。
	ポイント2（課題） 出来高部分払方式の対象工事件数が増加すれば、審査・確認作業が増加し、発注者の体制の整備が必要となる。	③本方式の導入に際しては、監督職員が検査職員を兼務できるようにするなど、事務処理の迅速化・効率化策が重要である。必要に応じて制度等の見直しや体制整備も検討すべきである。	予決令101条の7； 「特別の必要がある場合を除き、兼職禁止」 監督検査事務処理要領（H6.3事務次官通達）； 「特別な必要がある場合とは、現場への交通困難、特別な技術、維持修繕で施工後直ちに検査」
	ポイント3（課題） 新しい工種が加わった場合、契約変更をしてから部分払を行うため、変更回数が増加に伴い、受発注者の積算等の作業が増加する。また、契約変更が予想される工種の部分払は、過払防止のための調整に時間を要する。	④新工種に係わる部分については、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図る。さらに、新工種に該当するかどうかの判断も含めて、部分払のためだけの契約変更の必要性について検討が望まれる。 ⑤指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象であるか否かを双方で確認する。 ⑥部分払の金額の算定・決定をよりスムーズにできるよう、契約当初に単価等の合意を行うことが望ましい。（総価契約単価合意方式等の併用）	

（次頁に続く）

区分	課題	対応の方向性	備考
検査資料の作成及び検査について	ポイント4(課題) 従来と比較して、請負者が作成する検査資料の作業量はそれほど大きくないものの、増加はみられる。また、部分払の検査に合わせて短期間で検査資料を作成しなければならないことに対して負担を感じているが、一方で完成検査前の繁忙が緩和されるなど検査資料作成のための作業の平準化は図られている。	⑦既済部分検査の手続きの迅速化・効率化を周知・徹底する。 例えば、新たに作成する書類は、出来形報告書など必要最小限とし、その時点で元々整理が必要な資料の提出・提示でよいなど、必要以上の関連資料の準備を求めないことなどを徹底。	H10.11 課長通達;「公共工事の代価の中間前払及び既済部分等の手続きの簡素化・迅速化の促進について」
	ポイント5(課題) 現行の検査方法・内容で部分払による検査回数が増加すれば、現在の検査体制では、人的、時間的に対応が困難となる。	上記③に準ずる。	
	ポイント6(課題) 既済部分検査専用の規定はないため、完成検査と同等レベルで行っており、十分な効率化が図られていない。また、既済部分検査と完成検査の重複を避ける必要がある。	上記③及び⑦に準ずる。	
支払事務について	ポイント7(課題) 部分払金の請求は完成時請求と異なり、工事代金の内訳の審査や確認に時間を要し、発注者側経理担当の作業量が増加する。出来高部分払方式の対象工事件数が増えれば、現在の発注者側の事務処理体制のままであれば、対応が困難となり、標準支払期限内に支払を完了できないケースも予想される。	⑧請負者からの部分払の請求日を、各月の末日に統一するなど、事務処理の効率化を図る。 また、本方式の対象工事数が増加してきた段階では、体制整備や金額算定・経理手続におけるチェックシステムの導入による効率化も検討すべきである。	
その他	ポイント7(期待される効果) 下請業者への支払は、一部手形併用が行われているが、下請業者は、全て現金での受領を望んでいる。これによりあらゆる下請業者への工事代金の速やかな流通効果が大きくなる。	⑨本方式の実施においては、発注者は元請業者に対し、元請から下請業者への工事代金の支払は速やかに現金で行うように指導し、その支払状況を確認していく必要がある。	
	ポイント11(期待される効果) 出来高部分払方式であっても、請負者は工事初期の運転資金としてある程度の前払金は、資金運用上必要であると考えている。	⑩前払金は、現行制度で40%以内の請求ができると規定されているが、出来高部分払方式の場合でも現行の率40%が同じように必要かどうか検討し、合理的な前払金の率を設定することについても検討が必要である。	工事請負契約書(事務次官通達);「乙は4/10以内の前払金を請求できる」(契約約款は、1/10以内)

2.2 出来高部分払方式の今後の実施に向けて

本方式の今後の一層効果的かつ効率的な実施に向けて、試行を拡大し、その結果を次の実施方法にフィードバックしていくことが重要である。

今後の具体的実施方法について、以下に方向性を示す。なお、現行の制度や規定の範囲内では、直ちに実施に移すことが困難なものも含まれていると考えられるが、必要に応じ制度等の見直しも含めた検討を進めることが望まれる。

(1) 試行における対象工事の範囲

請負者や下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現など本方式の主旨や、試行を通じての効果・課題の検証という観点を踏まえれば、工事規模等の限定を設けず、また特定の種類の工事に偏ることがないように全ての工事を対象の範囲とし、その中から本方式の試行工事を抽出することが望ましい。

(2) 部分払の頻度

部分払の間隔を短くすれば、出来高に応じた部分払を行うことによる経済効果が高まることが期待され、その一方で、それ相応の出来高確認や検査等に関する受発注者双方の事務手続きが増加する側面もあると考えられる。今回の試行工事では、工種や工区の区切りで部分払を行うと作業の増加が抑えられ、効率的であることが確認されている。

部分払の頻度については、できるだけ高い効果の発現が期待できるよう、請負者が毎月出来高に応じて請求が可能ないようにすべきである。ただし、毎月もれなくまた出来高部分全てを請求することを義務付けるのではなく、請負者が工種や工区に留意し請求できるようにすること、請求できる日を月末と統一することなどで、より効果的かつ効率的な実施が実現できるものと考えられる。

なお、諸外国の支払頻度を見ると、1ヶ月に1回程度の支払が一般的のようであること、わが国の元請から下請への支払は部分払の場合が多数であることにも留意しておくべきである。

また、本方式の目的を踏まえ、特別な理由がない限り、前回の請求から少なくとも3ヶ月以内には次の請求が行われるようにする必要がある。

(3) 契約事務

契約に関する事務手続きは、従来どおり実施することで問題はないと考えられる。

なお、契約当初に単価等の合意を行っておくことにより、以後の部分払の請求に対する支払額の算定・決定がよりスムーズにできるようになると考えられる。

(4) 前払金

わが国の公共工事における工事代金の支払方法は、前金払と完成払の2回の支払が

一般的であり、短い間隔で部分払が行われるケースは少なく、このような状況の下、現行の工事請負契約書第 34 条において、請負者は請負代金額の 40%以内の前払金を請求することができると定められている。本方式の場合においても、現行の前払金の率 40%が同じように必要かどうかを検討し、合理的な前払金の率を設定することについても検討が必要であると考えられる。例えば、前払金は 10%以内を標準とし 20%以内を限度とする方法、出来高が前払金額に達してから部分払を開始する方法も考えられる。

なお、検討に際しては、前払金は、工事着手に際しての準備工事、購入資材費、労務費等に充てる目的で請負者が請求できるものであり、その用途が制限されているのに対し、部分払の場合は用途の制限がないこと、部分払を実施している国では、前払金の率は 40%より低い率である場合が多いことなどにも留意し、わが国の社会的な状況も踏まえた上で進めることが必要であろう。

(5) 部分払の対象

部分払の対象となる出来高については請負代金額を限度として行われるが、新工種に係る部分については、契約関係規定上、変更契約を了するまで部分払の対象とすることができないこととされている。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続きの簡素化を図ることが必要と考えられる。さらに、一層の手続きの簡素化の観点から、新工種に該当するかどうかの判断も含めて、部分払を行うためだけにこれに合わせて契約変更手続きを行うことの必要性についても検討が望まれる。

(6) 下請業者への支払に対する指導・確認

あらゆる下請業者への工事代金の円滑かつ速やかな流通による経済効果の早期発現は、本方式の主たる目的の一つであり、本方式に実施に際しては、発注者としては請負者に、下請業者に対する工事代金の支払は速やかに現金で支払うよう指導し、その工事代金の支払状況についても確認することが必要と考えられる。

(7) 設計変更協議

受発注者間において、より双務性の高い設計変更、コスト意識や技術力の一層の向上に資するよう、指示・協議の段階で、その都度、契約変更の対象であるか否かを双方で確認することが効果的である。

(8) 既済部分検査

部分払を行うに際しては、当該出来高について既済部分検査を行う必要があり、従来の方式に比べて、部分払の回数の増加に応じて受発注者双方とも相応の事務負担が発生することは避けがたい。したがって、必要に応じた体制整備の検討とともに、い

かにして検査に関する事務の迅速化・効率化を図り負荷を軽減できるかが、本方式の拡大や定着を左右する大きな要素の一つとなると考えられる。

この既済部分検査に関する事務の迅速化・効率化方策としては、監督業務と検査業務の重複を減らすこと、各検査における重複を極力避けることの2点が挙げられる。

前者については、本方式の導入に際しては、既済部分検査では監督職員が検査職員を兼務できるようにする方法である。なお、この場合、中間技術検査及び完成検査においては、従来どおり別の者が検査職員となることにより、完成した工事については従来と少なくとも同等の品質が確保できると考えられる。ただし、この方法については、場合によっては関係法令・規定等の改正が必要となる可能性もあり、これらも含めて検討を進めることが望まれる。また、その他に、既済部分検査では出来形のみを検査し品質等は後の中間技術検査及び完成検査において実施する方法、中間前払金の認定と同様の方法（出来高報告書等の資料により行う）で既済部分検査を実施したものとみなす方法等の検討も考えられる。

後者については、既済部分検査では当該検査前に実施された各検査で確認した内容については検査対象としないこと、中間技術検査の時期に合わせて既済部分検査を兼ねて行うことにより効率化を図ることなどが挙げられる。

また、これまでも、検査を実施する際には契約図書に準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないこと、既済部分検査においては工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないことなどの検査の迅速化・効率化の促進について周知されてきたところであるが、より一層の活用・徹底が必要と考えられる。加えて、既済部分検査の実施時点で最終の品質確認ができない状態における検査の扱いについては、例えば、コンクリートの品質確認において、1週強度試験結果等から4週強度試験結果を推定した資料等により検査を行うことができ、問題がなければ部分払を行えるものであることなどの周知を図ることが望まれる。

部分払に伴う支払事務に関しては、請負者からの部分払の請求を各月の末日に統一することによる事務効率化のほか、本方式の対象工事数が増加してきた段階では、体制整備や金額算定・経理手続きにおけるチェックシステムの導入等による効率化も検討すべきである。

(9) 中間技術検査

当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行う技術的な検査であり、この中間技術検査の時期に合わせて、既済部分検査を兼ねて行うことにより効率化を図ることができると考えられる。

(10) 検査職員

本方式の実施に際しては、検査の重複を極力避けることが重要である。このため、

監督職員が検査職員を兼務しない場合においては、同一工事における各検査（既済、完済、完成、中間技術）の検査職員等の任命にあたっては、できる限り同一の検査適任者を任命することが望ましい。

(11) 受発注者双方の協力

発注者と請負者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、互いに本方式の円滑な実施に努めることが重要である。

(12) 効果等の把握

本方式の試行にあたっては、以後のより効果的かつ効率的な出来高部分払方式の実施に資するよう、引き続き、効果及び課題の把握を行っていくことが必要である。